

7. 届出制度

7.1 届出制度

届出制度は、市町村が都市機能誘導区域外における誘導施設の整備の動きや、居住誘導区域外における住宅開発等の動きを把握するための制度です。このため、届出は開発行為等に着手する 30 日前までに行う必要があります。

本市では、届出の内容を確認し、必要に応じて指導を行うなど適正に対応します。

(1) 都市機能誘導区域における届出対象行為

都市機能誘導区域外において、誘導施設を対象に、開発行為・建築行為を行おうとする場合、また、都市機能誘導区域内において誘導施設に定められていない施設の建築を行おうとする場合には届出が必要になります。

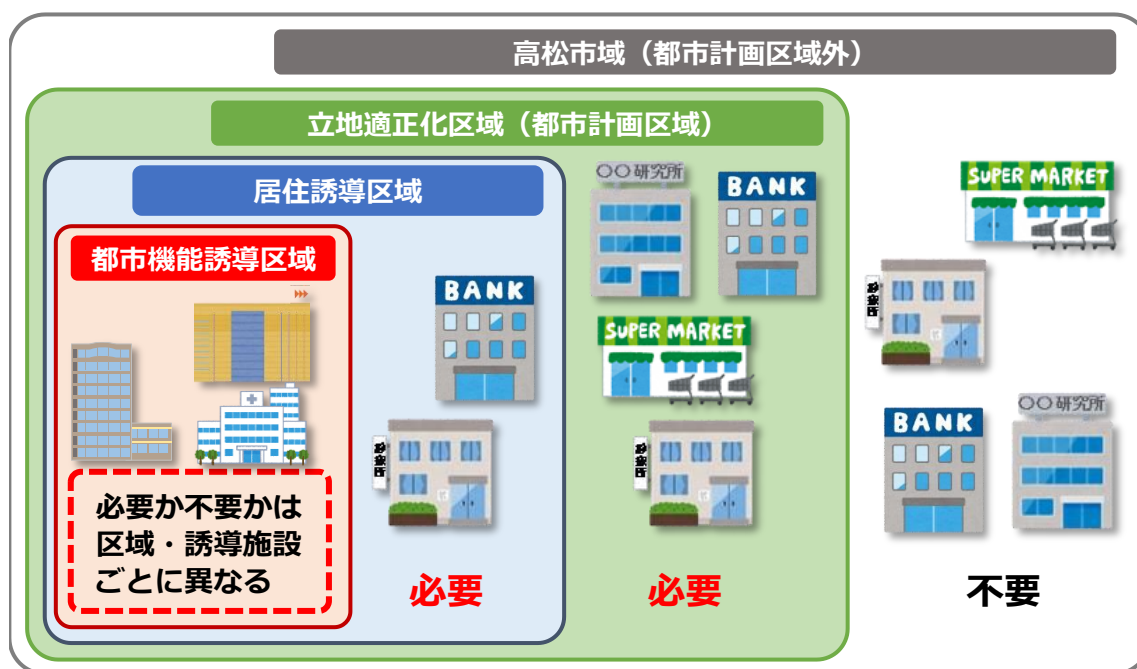
1) 開発行為

- ・ 誘導施設を有する建築物の建築を目的とする開発行為

2) 建築行為

- ・ 誘導施設を有する建築物を新築しようとする場合
- ・ 建築物を改築し、又は建築物の用途を変更して誘導施設を有する建築物とする場合

【都市機能誘導区域における届出対象行為の例】



(2) 居住誘導区域における届出対象行為

居住誘導区域外において、以下の開発行為・建築行為を行おうとする場合、届出が必要になります。

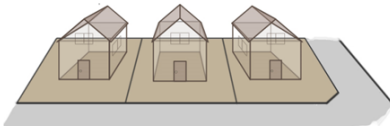
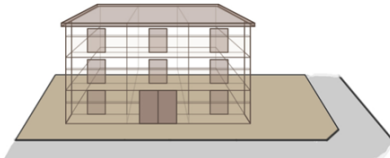
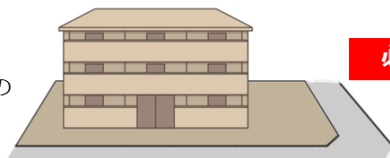
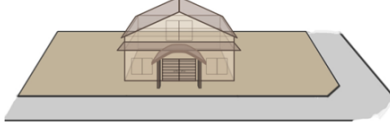
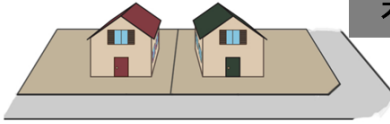
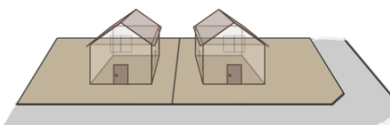
1) 開発行為の場合

- ・ 3戸以上の住宅の建築を目的とする開発行為
- ・ 1戸又は2戸の住宅の建築を目的とする開発行為で、その規模が1,000 m²以上のもの

2) 建築行為の場合

- ・ 3戸以上の住宅を新築しようとする場合
- ・ 建築物を改築し、又は建築物の用途を変更して3戸以上の住宅とする場合

【居住誘導区域における届出対象行為の例】

開発行為の例		建築行為の例	
・ 3戸以上の住宅の建築を目的とする開発行為		・ 3戸以上の住宅を新築しようとする場合	
例 	必要	・ 建築物を改築し、又は建築物の用途を変更して3戸以上の住宅とする場合	
例 	必要	例 3戸の建築行為 	必要
・ 1戸又は2戸の住宅の建築を目的とする開発行為で、1,000m ² 以上のもの		例 3戸以上の建築行為 	必要
例 	必要	例 1戸の建築行為 	不要
1,000m ²		例 2戸の建築行為 	不要
例 	不要		
800m ²			